

告 示

埼玉県告示第千百十三号

測量計画機関である国土交通省北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省北首都国道事務所

二 作業種類

一般国道四六八号（首都圏中央連絡自動車道）に係る基準点設置

三 作業地域

久喜市西地先

四 作業期間

平成二十九年九月二十八日から平成二十九年十二月二十日まで